

公債費負担の軽減対策について

徹底した総人件費の削減等を内容とする財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、行政改革・経営改革を行う地方団体を対象に、平成19年度から3年間で5兆円規模の公的資金（財政融資資金、郵政公社資金、公庫資金）の繰上償還（補償金なし）等を行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減

1. 政府資金の繰上償還（H19～H21）

対象地方債：普通会計債及び公営企業債（上水道、工業用水道、下水道、地下鉄、病院に限る）の5%以上の金利の地方債

対象団体：金利段階に応じ、市町村合併、財政力、公債費や公営企業資本費等に基づいて段階的に設定（財政力指数1.0以上の団体を除く）

対象地方債残高 3兆8,000億円程度以内

- 財政融資資金 3兆3,000億円程度以内
- 郵政公社資金（簡保資金） 5,000億円程度以内

2. 公営企業金融公庫資金の繰上償還及び公営企業借換債（H19～H20）

対象地方債：公営企業債（上水道、工業用水道、下水道、地下鉄に限る）の5%以上の金利の地方債

対象団体：金利段階に応じ、市町村合併、公営企業資本費等に基づいて段階的に設定

対象地方債残高 1兆2,000億円程度

うち平成19年度

- | | |
|---------|-----------|
| 繰上償還 | 4,000億円程度 |
| 公営企業借換債 | 2,000億円 |

3. その他

1及び2の繰上償還については、その財源として、必要に応じ民間等資金による借換債が発行できることとする